

【 京都銀行カードローン<ダイレクト> 保証委託約款の新旧対比表 】
(S M B C コ ン シ ュ ー マ ー フ ァ イ ナ ン ス 保 証)

改訂前	改訂後
<p>第4条（代位弁済）</p> <p>1. 保証会社が金融機関等から代位弁済を求められた場合、保証委託者が金融機関等からの請求に対抗できる事由があることをあらかじめ保証会社に対して通知していた場合を除き、保証会社は、保証委託者に対する通知、催告を要せず、金融機関等に対し被保証債務の全部または一部を弁済することができるものとします。</p> <p>2. 保証会社が金融機関等に代位弁済した場合、金融機関等が保証委託者に対して有していたローン契約に基づく一切の権利が保証会社に承継されるものとします。</p> <p>3. 前項により保証会社が承継した権利を行使する場合、ローン契約および本保証委託契約の各条項が適用されるものとします。</p> <p>第6条（求償権の事前行使）</p> <p>1. 保証委託者が次の各号のいずれかに該当した場合、保証会社は、第4条による代位弁済前であっても、保証委託者に対し、残債務の全部または一部について求償権を行使することができるものとします。</p> <p>①金融機関等または保証会社に対する債務の一部でも履行を怠ったとき</p> <p>②保全処分、強制執行、競売の申立て、破産手続開始の申立て、特定調停の申立て、民事再生手続開始その他これらに類する申立てがあったとき</p> <p>③租税公課の滞納処分または手形交換所の取引停止処分を受けたとき</p> <p>④ローン契約または本保証委託契約の条項への重大な違反があるとき</p> <p>⑤その他保証委託者の資力の減少等を理由とした債権保全のため保証会社が必要と認めたとき</p> <p>2. <u>保証委託者は、保証会社が前項により求償権を事前に行使する場合には、ローン契約に基づく債務または被保証債務について供託もしくは担保がある与否を問わず、求償に応じ、かつ、保証会社に対し、担保の提供またはローン契約に基づく債務の免責を請求しないものとします。ただし、保証委託者が残債務等に照らして十分な供託をし、または保証会社に対する十分な担保の提供をした場合には、保証委託者は、保証会社からの事前の求償権の行使に応じないことができるものとします。</u></p> <p><新設></p> <p><以下、省略></p>	<p>第4条（代位弁済）</p> <p>1. 同左</p> <p>2. 同左</p> <p>3. 同左</p> <p>第6条（求償権の事前行使）</p> <p>1. 同左</p> <p>① 同左</p> <p>② 同左</p> <p>③ 同左</p> <p>④ 同左</p> <p>⑤ 同左</p> <p>2. <u>前項の規定により保証委託者が保証会社に対して償還をする場合において、金融機関等が全部の弁済を受けない間は、保証委託者は、保証会社に担保を供させ、または保証会社に対して自己に免責を得させることを請求することができるものとします。</u></p> <p>3. <u>前項に規定する場合において、保証委託者は、供託をし、担保を供し、または保証会社に免責を得させて、その償還の義務を免れることができるものとします。</u></p> <p><以下、省略></p>